

コロナ禍後におけるベトナムにおける進出企業の変化と動向

キャストグローバルグループ パートナー弁護士
CastGlobal Law Vietnam Co., Ltd. 代表弁護士
工藤 拓人

1. コロナ禍後における経済動向の概略

ベトナム社会主義共和国(以下「ベトナム」といいます)は、コロナ禍中においても GDP がプラス成長を記録(2020年 2.9%、2021年 2.6%)し、かつ、コロナ禍後の経済成長の復活も早かったことで注目されました。規制が撤廃された 2022 年には、GD 成長率 8.0%を記録し、大きく成長しました。

2023 年は世界経済の鈍化、それに伴うベトナムの輸出減少・国内消費鈍化、不動産不況などから、成長速度は抑えられたものの、4.9%ほどの経済成長が予想されています(付録の IMF データ参照)。ベトナム政府としては、2050 年までに高所得国入りすることを目指し、毎年 6.5-7.5%の GDP 成長率を維持することを掲げています。

このような目標をそのまま達成することは簡単なことではないとはいえ、この 20 年間の成長率の維持、個人 GDP の伸びなどは他の東南アジア各国と比べてもトップレベルに安定して高成長を記録しています。仮に 7%成長を続ければ、10 年で GDP 規模は倍、更にその後 10 年で倍と増加していくこととなります。

実際の成長スピードは今後も経済動向を注視する必要がありますが、日系企業にとっての重要性は今後も高まることは間違いありません。1973 年 9 月 21 日、日本とベトナムは外交関係を樹立し、2023 年は日本とベトナムは外交関係樹立 50 周年を迎える節目の年となりました。

2. 近時の日系企業の動向

(1) 近時の進出傾向

コロナ禍中は、新規進出がほぼ止まっていましたが、2022 年には再開したプロジェクトの投資が進み、また、2023 年には新規で進出する企業の相談が大きく増えています。

振り返ると、①コストが生産・製造拠点として製造業がでてきている時期(1990 年代～2010 年代)、②それに加えてコストが低いオフショア拠点とする IT 業が出てきている時期(2000 年代～2010 年代)を経て、現在(2020 年代)は人件費や原材料などのコストが大きく増加しています。そのため、③製造業や IT 業だけでなく、各種サービス業においても、

ベトナムやアジアマーケットを狙う戦略的拠点としてベトナムに出てきているケースが急増しています。

ベトナムに関するご相談はこの10年以上ずっと多い状態ですが、低コスト目的での進出が多かった時期から、現在ではベトナム・アジアマーケット向け、または、コストに関係なく人材確保のため、という目的での進出相談が増加しています。また、中国偏重での製造リスクの高さもコロナ禍前後で再認識されたことにより、中国からの工場移転・製造バランスの変更を目的としている会社からの相談も増えました。

(2) 業種

・製造業やIT業

引き続き、製造業やIT業での進出は、日本向けやその他海外向けも絡めた形でベトナムに進出する会社は多いです。もっとも、前述のように賃金が高くなったことによるコスト増のため、ベトナムマーケットを対象としようとする会社も多くあります。また、既に進出している会社も多いことから、時間を短縮するために、既存の取引先やその他の会社をM&Aしての進出も増えています。

M&Aは4-5年前より増加してきていますが、近時の動向として小規模な投資から始めて関係性を築いていくケースも増えている印象です。ベトナムマーケットを狙うケースでは、既に販路を築いているローカルパートナーと組む必要があることも多くあり、このような小規模出資から始める場合も多いです。

法的にも規制が大きい分野でもあるため、コストやマーケット戦略次第で今後もこのような進出は増えていくでしょう。

・ベトナム人個人向けのサービス

ベトナムの個人GDPが4,000ドルを超えてきたこともあり、飲食、消費財、その他個人向けのサービスの展開の相談も増えています。小売や個人向けのサービスに関しては、一部法的規制がある部分もありますが、他国と比較すると参入しやすいものも多いため、まずはベトナムから進出されるケースも多くあります。また、既にタイなどの他の東南アジアに進出されている企業が、ベトナムの成長性をみて投資を決めるケースもあります。

サービスとして近年増えつつあるのは、教育・医療などの分野であり、まだ日本に比べると未整備な部分の多い分野に注目が集まっています。ただし、これらは管轄省庁の許認可が別途必要な業務ということもあって、進出にはしっかりとした準備が必要となります。

・不動産

不動産については、2015年7月から非居住者外国人もベトナムの不動産を購入できるようになったことや、ローカル富裕層の旺盛な購入意欲があり、コロナにもかかわらず住宅価格は高騰してきていました。近時、不動産関連の汚職問題などもあり、新たな許認可がおりづらい状況かつ不動産デベロッパーの資金難などで市況は落ち着いています。

そのような状況もあってか、日系企業に対して様々な物件の購入オファーがあるケースがあります。しかし、そのうち一定割合の物件が、外資系企業が購入の難しい物件や許認可の観点で避けるべき物件だったという実態があるため、検討の際には事前の慎重な検討が必須と考えています。

3. 法的な注意点

(1) M&A

前述したようにM&Aは増えています。日系企業がベトナムでM&Aを行うようになり20-30年経過しておりますが、特に件数が増えたのはこの10年以内です。このような実務件数の蓄積により、注意すべき点も明確化されてきています。本稿での詳細の記載は難しいため、主な点を箇条書きにします。

- ・ パートナーとの関係性が悪くなった場合の合弁関係の処理などを明確化しておくべき。合弁になるケースでも、持分比率はしっかり検討が必要。50:50で何も決めることができなくなるケースもありうる。実際、M&A後5年くらい経過すると、トラブルも増える。
- ・ ベトナム企業を買収する場合、二重帳簿等は一般的に見られる。小規模な投資だとしてもリスクの検討のうえ、それを担保する表明保証などの契約条項はしっかりしたものを入れるべき。もっとも、訴訟などでの回収は簡単ではないため、それも踏まえてM&Aを行うかどうかを要検討。
- ・ 複雑なライセンスが必要な業種については、外資で取得できるのかどうかの確認をしっかりとすべき。
- ・ 小規模なM&Aが増えたことにより、リスク検討が甘い案件も散見されるようになった。最低限のライセンスのチェックや、取引方法の法律準拠などは行わないと、ビジネスの継続や投資自体ができないということになりかねない。
- ・ M&A後に、既存の経営者・社員に残ってもらう場合、なかなか文化がフィットしないケースも散見される。M&A後の組織管理が非常に重要。

(2) 個人データ保護

ベトナムにおける個人データの保護についての新政令が2023年7月1日より施行されており、個人データの提供者からの同意の取得、個人情報进行处理する場合の処理影響評価の書面の作成・公安省への通知などが必要とされています。域外移転についても明記されました。この政令は、ベトナムで個人情報を取得するほとんどの企業に当てはまる内容となっているため、注目されています。まだ施行されて間もないため、実務上の例も多くはありませんが、公安省への通知の事例は徐々に出てきている状況です。

参考：https://cast-vietnam.com/news/ga_20230617_13_2023_nd_cp/

(3) その他

土地法、住宅法その他の不動産関連の法令も改正議論が続いています。また、日系企業にも関わる法令改正は日々行われており、常に最新情報を取得して対応していく必要があると考えています。

4. おわりに

これまで日本からの投資先として注目されているベトナムですが、日本への技能実習生、留学生などの多さや、様々な経済環境・両国の協力関係から、相互の人材交流・経済交流はこれからも発展していくものと考えています。2023年が日越外交樹立50周年であったこともあり、今年は数多くの両国間のイベントが開かれており、11月27日には、両国の関係を「包括的戦略的パートナーシップ」に引き上げることを確認しました。

一方、ベトナムとしては韓国・アメリカ・中国など、経済的なつながりの強い国も多くあり、日本のみが重要なパートナー国というわけではありません。日本企業としても、今後のベトナムでの存在感を発揮するため様々な投資を行っているところであり、他国とも連携しつつさらなる両国の発展、関係の構築に繋がってくものと期待しています。

= 神戸市海外ビジネスセンターからの案内 =

神戸市海外ビジネスセンターでは、海外ビジネスに伴うリスク軽減のため、海外ビジネスにおける法律・会計・税務の無料相談を実施しています。

最新の法律や現地事情に精通した弁護士との法律相談、専門家との税務・会計などに関する相談が可能ですので、是非ご活用ください。

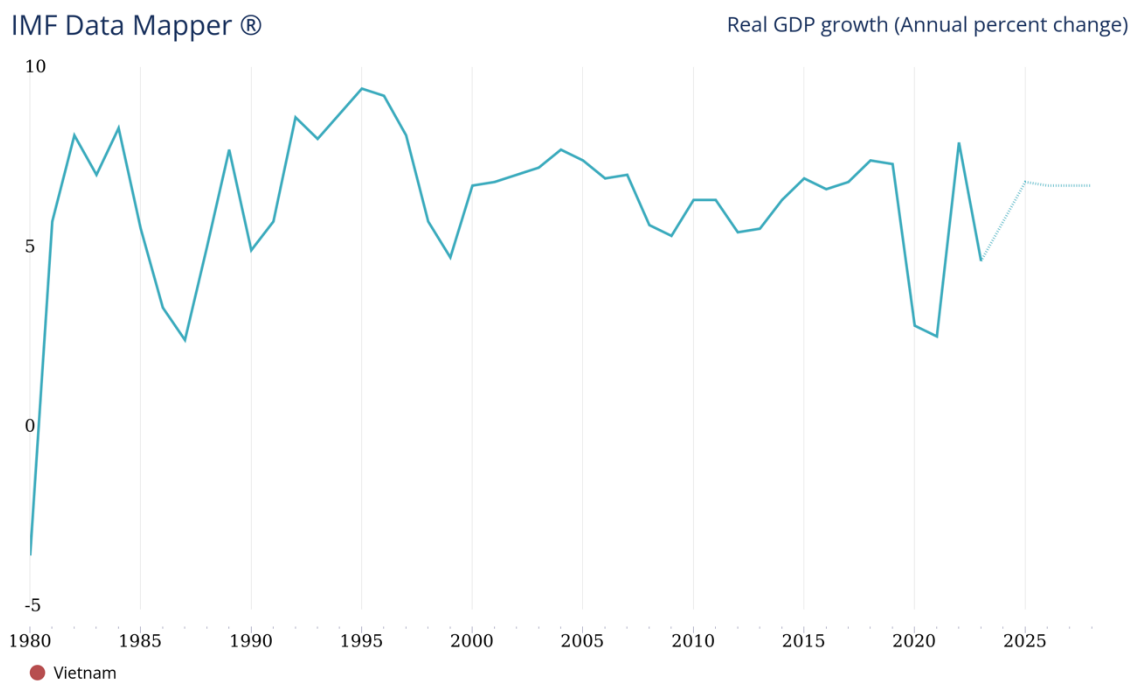
お問い合わせ先：神戸市海外ビジネスセンター

E-mail: asia-biz@office.city.kobe.lg.jp TEL: 078-231-0222

付録：

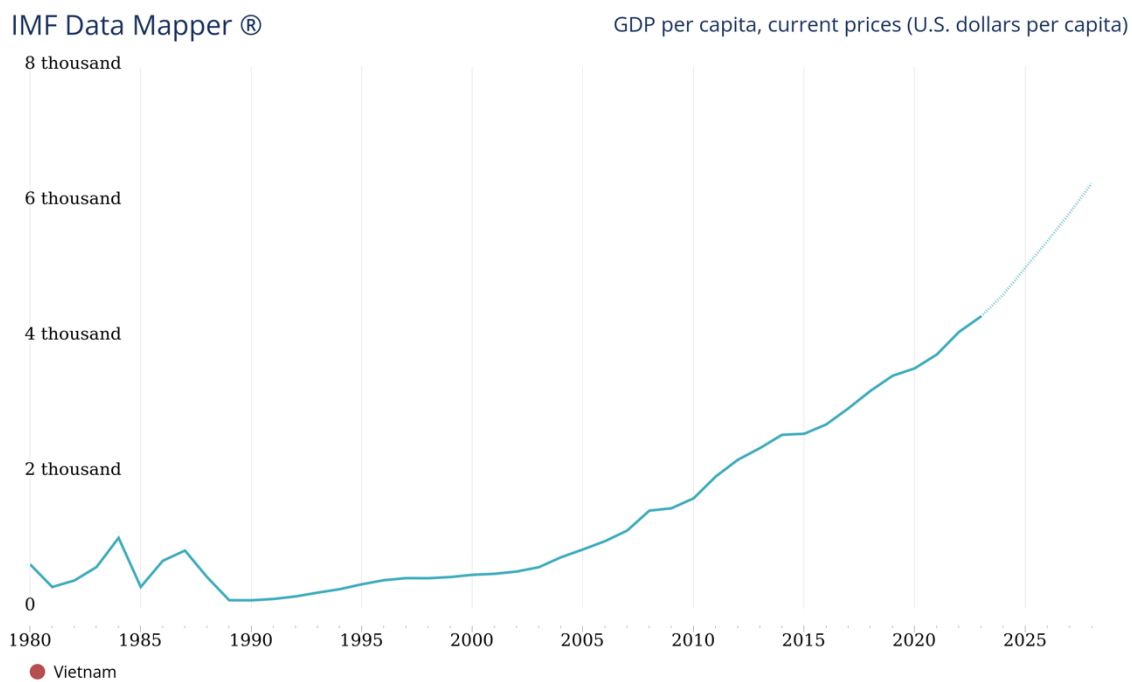
IMF によるデータ(<https://www.imf.org/external/datamapper/>参照)

① GDP 成長率(1980 年から 2025 年)



©IMF, 2023, Source: World Economic Outlook (October 2023)

② 個人 GDP の推移(USD ベース)



©IMF, 2023, Source: World Economic Outlook (October 2023)